

グッドスキルマーク事業実施要領

第1章 総則

1. 本事業の目的

特級技能士、一級技能士又は単一等級の技能士（以下「一級技能士等」という。）が製作した製品等に表示するロゴマーク事業（以下「グッドスキルマーク事業」という。）は、グッドスキルマークを表示することにより、直接、消費者に対して、一級技能士等が製作した製品等について、技能が活かした付加価値の高い製品等であることを広く周知することを目的とする。

このため、グッドスキルマーク事業の実施にあたり、グッドスキルマーク事業実施要領を定めるものとする。

2. ロゴマークの名称

一級技能士等が製作した製品等に表示するロゴマークの名称は「グッドスキルマーク」とする。

3. グッドスキルマーク事業の対象となる製品等の範囲

以下の要件をすべて満たした製品等をグッドスキルマーク事業の対象とする。

- ① 技能検定職種による技能と関係のある製品等であること。
- ② 一級技能士等が製品等の完成までの全工程において一貫して関与して製作した製品等であること。
- ③ 製作が手工業的な手法で行われる製品等であること。

したがって、一級技能士等が製作に関わった旨の判断が困難な生産工程の一部分に関わる工業製品等の場合及びグッドスキルマークの表示自体が困難である役務の提供の場合については対象としないこととする。

なお、製品等によっては、全工程のうち一部分、一級技能士等が関与していない場合であっても、当該部分を一級技能士等に相当する者又は責任をもって製品等の完成を担保できる者が関与している場合に限り、一級技能士等が製品等の完成までの全工程において一貫して関与して製作した製品等であることとすることができる。

4. グッドスキルマークを表示することが可能な製品等について

グッドスキルマークを表示することが適当であると認定された製品等（以下「グッドスキルマーク認定製品等」という。）は、上記3.の①～③のすべてに該当し、かつ、第3章の手続きにより認証を受け、下記5.（1）に規定するグッドスキルマーク事務局（以下「事務局」という。）の長から認定されたものに限られる。

5. グッドスキルマーク事業の運営体制

（1）事務局

グッドスキルマーク事業は、厚生労働省委託事業である「若年技能者人材育成支援等事業」（以下「委託事業」という。）の受託者に置かれる中央技能振興センター（以下「センター」という。）が実施し、その事務を実施するため、センターに事務局を置き、事務局長にはセンター長が就任する。事務局長は、下記（2）の諮問機関の運営に係る規程を整備するとともに、諮問機関の意見を踏まえグッドスキルマーク事業の運営に必要と認める事項を定めるものとする。

また、事務局長は第3章の手続きにより認証された製品等について、グッドスキルマークの表示について認定するものとする。

(2) 諮問機関

グッドスキルマーク事業の適正な運営を図るため、事務局長の諮問機関として「グッドスキルマーク検討・選考委員会」（以下「検討・選考委員会」という。）及び「グッドスキルマーク審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を置く。

6. 検討・選考委員会及び審査委員会

(1) 検討・選考委員会

検討・選考委員会の委員は、人材育成に造詣が深い有識者、意匠に造詣が深い有識者・デザイナー及び厚生労働省担当者等により構成され、事務局長が任命する。

検討・選考委員会は、事務局長がグッドスキルマーク事業の運営に必要と認める事項（諮問機関の運営に係る規程の整備を除く）について、調査、審議するとともに、グッドスキルマークデザインについて選定するものとする。

(2) 審査委員会

審査委員会の委員は商標等に詳しい有識者等で構成され、事務局長が任命する。

審査委員会は、グッドスキルマークの表示に関して公募を行うにあたり、募集要項について審議するものとする。

審査委員会は、第3章の手続きによりグッドスキルマークの表示を希望し、その旨を申請する製品等（以下「グッドスキルマーク申請製品等」という。）について、事務局長の諮問に基づき、申請内容に係る審査、認証を行う。

審査委員会は申請件数に応じて定期的開催する。

第2章 グッドスキルマーク事業の運営に必要な事項の策定等

1. グッドスキルマーク事業実施要領の策定について

事務局長は「グッドスキルマーク事業実施要領」を策定するにあたっては、検討・選考委員会に対して、その内容が適切か諮問しなくてはならない。

検討・選考委員会は事務局長から諮問があった場合は、その内容について審議を行い、審議結果について事務局長に報告するものとする。

事務局長は当該報告を踏まえて「グッドスキルマーク事業実施要領」の策定を行う。

2. 一級技能士等関与製品等の証明方法の策定について

事務局長は「一級技能士等が製品等の完成までの全工程において一貫して関与して製作した製品等であることの証明方法」（以下「一級技能士等関与製品等の証明方法」という。）を策定するにあたっては、検討・選考委員会に対して、その内容が適切か諮問しなくてはならない。

検討・選考委員会は事務局長から諮問があった場合には、その内容について審議を行い、審議結果について事務局長に報告する。

事務局長は当該報告を踏まえて「一級技能士等関与製品等の証明方法」の策定を行う。

3. グッドスキルマーク使用規程の策定について

事務局長は「グッドスキルマーク使用規程」を策定するにあたっては検討・選考委員会に対して、その内容が適切か諮問しなくてはならない。

検討・選考委員会は、事務局長から諮問があった場合は、その内容について審議を行い、審議結果について事務局長に報告する。

事務局長は当該報告に基づいて「グッドスキルマーク使用規程」の策定を行う。

4. 募集要項の策定について

事務局長は「グッドスキルマークの表示を希望する製品等の募集要項」（以下「募集要項」という。）を策定し、グッドスキルマークの表示を希望する製品等について公募を行う場合には、審査委員会に対して、その内容が適切か諮問しなくてはならない。

審査委員会は、事務局長から諮問があった場合は、その内容について審議を行い、審議結果について事務局長に報告する。

事務局長は当該報告に基づいて、募集要項を策定し、グッドスキルマークの表示を希望する製品等を公募するものとする。

5. グッドスキルマーク事業実施要領等の公表について

検討・選考委員会及び審査委員会の意見を踏まえて事務局長が策定したグッドスキルマーク事業実施要領、一級技能士等関与製品等の証明方法、グッドスキルマーク使用規程及び募集要項については、事務局のホームページなどで広く一般に公表することとする。

6. その他

事務局長は、グッドスキルマーク事業実施要領、一級技能士等関与製品等の証明方法、グッドスキルマーク使用規程及び募集要項については、消費者、第三者等から要望があり、合理的な理由があると認められる場合には、必要に応じて諮問機関に対し、内容の見直しを諮問し、改正することができる。

第3章 審査委員会における審査事項

1. グッドスキルマーク申請製品等の審査

審査委員会は、正式な手続きを経て申請されたグッドスキルマーク申請製品等について、事務局長が諮問した場合には、申請の内容が認定に足るものであることを確認するための審査を行い、当該申請内容の認証の可否について事務局長に報告する。

事務局長は、当該報告に基づき、グッドスキルマーク申請製品等に対するグッドスキルマークの表示について、認定又は否認を行うとともに、グッドスキルマーク認定製品等を製作している事業者等（以下「認定事業者等」という。）に対してはグッドスキルマーク申請製品等に対する認定通知書（以下「認定通知書」という。）及びグッドスキルマーク認定証（以下「認定証」という。）を送付する。否認された事業者等に対してはグッドスキルマーク申請製品等に対する否認通知書を送付する。

また、グッドスキルマーク認定製品等については、事務局のホームページなどで広く一般に公表する。

2. 認定要件

事務局長は、下記3. に定める必要な手続きを経て、次の要件を満たしているものとして審査委員会に認証された製品等については、グッドスキルマークの表示を認定するものとする。

- ① 申請された製品等が、第2章の2. に規定する一級技能士等関与製品等の証明方法に基づき、一級技能士等が関与する製品であると審査委員会に対して証明された製品であること。
- ② 申請された製品等の製作者及びその製品の製作に携わった者が、製作の過程において関係する種々の法規、条例等を遵守していること。
- ③ 申請された製品等の品質及び安全性が、関連する法規、基準、規格などに合致していること。

ただし、上記の要件を満たした製品等であっても、審査委員会が当該製品等の製作の過程等において何らかの問題があると判断した場合は、認証しないことがある。

3. グッドスキルマークの表示に係る申請手続き

グッドスキルマークの表示のための申請手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 事務局長は、期間を定めてグッドスキルマークの表示を希望する製品等を公募することができる。
- (2) グッドスキルマーク申請製品等を製作している一級技能士等又は当該一級技能士等を現に雇用している事業者等は、公募の期間中に、別途定められた申請様式により、事務局長に対してグッドスキルマークの認定を受けるための申請を行うことができる。
ただし、認定に必要な所定の書類の提出がない場合であって、事務局長が提出を求めたにも関わらず提出がない場合又は認定要件を満たさず、審査委員会において認証されなかった製品等が同様の内容で再び申請を行う場合、事務局長は当該申請を却下することができる。
- (3) 事務局長は、(2)により申請のあった事業者等に対し、必要に応じて期限を定めて認定要件確認のためのその他の報告書又は書類等の提出等を求めることができる。
事務局長が提出を求めたにも関わらず当該必要書類の提出がない場合、事務局長は当該申請を否認することができる。
- (4) 事務局長は、(2)の申込みを受けた製品等について、定期的に審査委員会を開催し、審査を行う。

4. グッドスキルマーク表示の有効期間

グッドスキルマークの表示については、認定通知書の発信日から起算して10年間を有効期間とする。

第4章 グッドスキルマークの使用

1. グッドスキルマークの使用契約

グッドスキルマーク認定製品等としてグッドスキルマークを使用するにあたっては、認定事業者等は事務局長と使用契約を締結するものとする。

認定事業者等は使用契約書とともに、認定通知書及び認定証を上記第3章の4.の有効期間中、厳重な管理の下に保管するものとする。

2. グッドスキルマーク使用規程

認定事業者等はグッドスキルマーク認定製品等としてグッドスキルマークを使用するにあたっては、第2章3.の手続きを経て定められた「グッドスキルマーク使用規程」を遵守するものとする。

3. グッドスキルマーク使用契約の解除等

事務局長は、下記4.(1)～(9)に該当する場合、グッドスキルマーク使用契約の解除その他必要な法的措置をとることができる。

また、グッドスキルマーク認定製品等としての認定後、認定要件への適合が維持されていない場合には、事務局長は適切な是正措置を求めるとともに、場合によっては認定の一時停止または取消等を行うことがある。

具体的には、下記4.(1)～(3)に該当する場合には、ただちにグッドスキルマークの使用を停止するので、一級技能士等の関与や形状の是正等が確認されるまでの間、グッドスキルマークを使用しないこと。

下記4.(1)、(2)に該当し、一級技能士等の関与等が確認できなかった場合であって是正の求めに応じない若しくは是正不能である場合、又は(3)に該当し是正不能である場合には、グッドスキルマークの表示に係る契約を解除し、契約解除の原因となった理由に該当することとなった日以降、使用されたグッドスキルマークは無効とする。

また、下記4.(4)～(6)に該当する場合には、グッドスキルマークの表示に係る契約を解除

し、契約解除の原因となった事由に該当することとなった日以降、使用されたグッドスキルマークは無効とする。

なお、下記4. の(1)～(6)に該当することとなった場合、認定事業者等は速やかに事務局長に届け出るものとする。

下記4. (7)、(8)に該当することが判明した場合には、認定日に遡って認定を取り消すものとし、以降、当該事業者等からの申請は受け付けない。

下記4. (9)に該当する場合には、その態様によって、下記4. (1)～(8)と同様に取扱うものとする。

4. グッドスキルマークの使用停止、契約解除及び取消事由

- (1) 申請時点と異なる製造工程や製造方法を導入した等の場合であって、手工業的に製作されたものであるか、又はその全工程に渡って一貫して一級技能士等が関与しているか改めて確認が必要と認められる場合
- (2) 申請時点と異なる形状、品質であって、手工業的に製作されたものか、又はその全工程に渡って一貫して一級技能士等が関与しているか改めて確認が必要と認められる場合
- (3) グッドスキルマークの形状や表示すべき文字を改変して使用した場合
- (4) 申請時点と製造工程や製造方法、手工業的な手法に変更はなくとも、その製品等の製造の全部又は一部に一級技能士等が関わらなくなった場合
- (5) 会社の合併、分社化、製品等のライセンスの売却などにより、認定事業者等とは異なる事業者等がその製品等の製造に携わることとなった場合
- (6) 法令の改廃等により関係法令の基準を満たさなくなった場合
- (7) 不正にグッドスキルマークを使用した場合

不正にグッドスキルマークを使用するとは、グッドスキルマーク認定製品等以外の製品等にグッドスキルマークを表示した場合、グッドスキルマークを他の事業者に譲渡し使用させた場合、認定の目的と異なる使用方法により使用する場合、グッドスキルマークの表示の対象となった製品等以外の製品等についてグッドスキルマークが表示されていると故意に誤解を与える方法により宣伝等を行った場合等が該当する。

なお、有効期間の満了までの間にグッドスキルマーク事業実施要領等の改定が行われた場合であっても、当該製品等が審査時の認定要件を満たしている限り、その認定は有効となる。

- (8) 虚偽の記載等により申請を行った場合又は法令の違反等により認定要件を満たしていない場合
- (9) 使用契約書の各条項のいずれかに違反したとき、その他事務局長がグッドスキルマークの使用が適当でないと認める場合

5. グッドスキルマークの認定証等の返納について

上記3. に基づき、グッドスキルマークの使用契約が解除又は認定が取消された場合、認定事業者等はただちに認定通知書及び認定証を事務局に返納しなくてはならない。

また、認定事業者等が、上記第3章4. の有効期間中であっても、自主的に認定通知書及び認定証を返納し、以後グッドスキルマークを使用しないことを妨げない。

第5章 その他

グッドスキルマーク事業実施要領に定めのない事項については、別途事務局長が定めるものとする。

なお、グッドスキルマーク事業実施要領の内容に疑義が生じた場合は、検討・選考委員会委員、厚生労働省担当者等と必要な調整を行ったうえで、適宜、事務局長が判断することとする。

また、商標権の侵害等に対しては、厚生労働省担当者と協議し、認定を行った事務局長を代理人として必要な措置をとるものとする。

附則

本実施要領は平成29年3月29日から施行する
平成29年9月27日 一部改正